

【別紙1】 用語の定義

項番	用語	解説
1	適用徴収システム（現行システム）	適用徴収業務を支援する目的から1972年（昭和47年）より運用しており、2003年（平成15年）10月からは電子申請・届出に対応し、2004年（平成16年）1月から労働保険料の電子納付に対応した、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月29日厚生労働省情報政策会議決定、2008年（平成20年）3月19日同会議改定、2010年（平成22年）9月17日同会議再改定、 http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html 参照。）に基づく最適化を行ったシステム。
2	次期適用徴収システム（次期システム）	平成28年度に予定するアプリケーション、ソフトウェア及びハードウェアの更改後の次期の適用徴収システム。
3	RSシステム	労働局適用徴収業務支援システムのこと。適用徴収システムのサブシステム。 主な機能として以下の機能を備えている。 「RS-C」： 徴収LAN 労働保険適用徴収システムの適用徴収関連データを基に、適用事業場、還付請求、過誤納額整理、事蹟情報を管理する。 「RS-B」： 文書管理 年度更新申請書類をOCRより取込み、原本管理を行う。取込みデータの確認・訂正操作、年度更新申告書提出状況を管理する。受け付けた申請データを職員が審査・承認する。 「RS-J」： 事務組合 年度更新申告書内訳の登録、労働保険料の収納・滞納・事蹟管理、報奨金算出、次年度労働保険料算出を行う。算定調査結果を受け、還付、追徴管理を行う。
4	厚生労働省統合ネットワーク	「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、本省、地方支分部局、検査所等の各組織において、個別の業務ごとに構築されてきた専用通信回線の集約・統合及び運用管理の一元化を図るため、平成20年4月から運用を開始したネットワーク基盤。
5	厚生労働省ネットワークシステム（共通サービス）	「厚生労働行政情報化推進計画」に基づき、各種事務処理の効率的、効果的な遂行を目的に省内パソコン一人1台体制の整備、電子メール・電子掲示板等のグループウェアの構築、厚生労働省ホームページの運用等による省内外との迅速な情報連携等の基盤となるシステム。
6	都道府県労働局におけるLAN（局LAN）	労働局内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。
7	利用拠点（労働基準監督署）におけるLAN（署LAN）	労働基準監督署内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。
8	利用拠点（公共職業安定所及び労働基準監督署合同庁舎）におけるLAN（地方LAN）	公共職業安定所と労働基準監督署が合同庁舎である場合の内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。
9	厚生労働省C10補佐官	業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家。府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定・実施に当たり、厚生労働省C10及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う。
10	PMO	プログラム・マネジメント・オフィスの略であり、省全体管理組織を指す。人事、会計、広報等の関係部局との連携の上、府省内の業務・システムを統括し、最適化を推進する。
11	PJMO	プロジェクト・マネジメント・オフィスの略であり、個別管理組織を指す。各個別システムの最適化を統括・推進する。
12	政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン	平成26年12月3日に各府省情報化統括責任者（C10）連絡会議にて決定した業務・システム整備及び管理の取組みについてまとめた指針。 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan05_02000033.html 参照。
13	厚生労働省情報セキュリティポリシー	情報セキュリティに対する厚生労働省の基本方針及び対策基準等を定めた文書を指す。
14	センター拠点	東京23区内に設置した適用徴収システムを管理する拠点を指す。
15	地方拠点（47都道府県）	47都道府県に各1箇所設置された適用徴収システムを利用する拠点を指す。
16	現行システム関連事業者	適用徴収システムに関連する現行の事業者を指す。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（本省サーバ） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その1） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その2） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その3） ・労働保険適用徴収システムアプリケーション保守事業者 ・労働保険適用徴収システムシステム運用事業者
17	次期システム関連事業者	次期適用徴収システムに関連する事業者を指す。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・次期労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（本省サーバ機器）（仮称） ・次期労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その1）（仮称） ・次期労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その2）（仮称） ・次期労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その3）（仮称） ・次期労働保険適用徴収システムの更改に係るアプリケーション対応及び保守事業者 ・次期労働保険適用徴収システムシステム運用事業者（仮称）
18	適用徴収システムに係る関連事業者	現行システム関連事業者、次期システム関連事業者及び追加調達事業者の総称
19	PJMO関係事業者	個別管理組織（PJMO）に関連する事業者を指す。 現在の関連する主な事業者を以下に示す。 ・労働保険適用徴収システム更改に係る総合工程管理等支援事業者 ・労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等事業者 ・労働保険徴収業務室付システムエンジニア
20	他関連事業者	現行システム関連事業者及び次期システム関連事業者を除く適用徴収システムに関連する事業者を指す。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・統合ネットワーク構築事業者 ・都道府県労働局におけるLAN導入事業者 ・利用拠点（労働基準監督署）におけるLAN導入事業者 ・利用拠点（公共職業安定所と同層型の労働基準監督署）における地方LANの導入事業者 （ハローワークシステム拠点設備更改等事業者）
21	外部システム	適用徴収システムに関連する外部のシステムを指す。 関連する主なシステムを以下に示す。 ・労働基準行政情報システム ・労災行政情報管理システム ・ハローワークシステム ・官庁会計システム（ADAMS II） ・電子政府の総合窓口システム（e-Gov） ・マルチペイメントネットワーク（MPN）
22	労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（本省サーバ）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、厚生労働省に設置される各機器（業務サーバ群、運用監視サーバ群、運用監視端末、PC等及びプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。

項番	用語	解説
23	労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者 (拠点機器その1)	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、厚生労働省に設置される各機器（RSシステム運用監視サーバ群、文書管理スキヤナ、保守サーバ及び保守クライアント端末）、都道府県労働局に設置される各機器（RSシステムサーバ、ストレージ及び文書管理用クライアント端末/スキヤナ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
24	労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者 (拠点機器その2)	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置される各機器（クライアント端末、レーザープリンタ、高速レーザープリンタ、ドットインパクトプリンタ及びラインプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
25	労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者 (拠点機器その3)	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、都道府県労働局に設置される各機器（OCR/OCR端末）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
26	労働保険適用徴収システムシステム運用事業者 (システム運用事業者)	①運用オペレータ システム運用業務を遂行する。 ②ヘルプデスク ヘルプデスク業務を遂行する。
27	労働保険適用徴収システムアプリケーション 保守事業者（アプリケーション保守事業者）	①システム運用・保守統括者 システム運用・保守統括業務、運用支援業務を遂行する。 ②アプリケーション保守 アプリケーション改修作業、アプリケーション等障害時対応及び保守一般を遂行する。
28	次期労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者 (本省サーバ機器)（仮称）	次期適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、厚生労働省に設置される各機器（業務サーバ群、運用監視サーバ群、運用監視端末、PC等及びプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
29	次期労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者 (拠点機器その1)（仮称）	次期適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、厚生労働省に設置される各機器（RSシステム運用監視サーバ群、文書管理スキヤナ、保守サーバ及び保守クライアント端末）、都道府県労働局に設置される各機器（RSシステムサーバ、ストレージ及び文書管理用クライアント端末/スキヤナ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
30	次期労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者 (拠点機器その2)（仮称）	次期適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置される各機器（クライアント端末、レーザープリンタ、高速レーザープリンタ、ドットインパクトプリンタ及びラインプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
31	次期労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者 (拠点機器その3)	次期適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、都道府県労働局に設置される各機器（OCR/OCR端末）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
32	次期労働保険適用徴収システムの更改に係る アプリケーション対応及び保守事業者 (更改AP事業者)	システム更改に係るアプリケーション改修及び次期システムにおけるシステム運用・保守統括者及びアプリケーション保守を担当する事業者を指す。 ①システム更改に向けたアプリケーション対応 基盤の更改に伴うアプリケーション改修作業を遂行する。 ②システム運用・保守統括者 システム運用・保守統括業務、運用支援業務を遂行する。 ③アプリケーション保守 アプリケーション改修作業、アプリケーション等障害時対応及び保守一般を遂行する。
33	次期労働保険適用徴収システム システム運用事業者（次期運用事業者）（仮称）	①運用オペレータ システム運用業務を遂行する。 ②ヘルプデスク ヘルプデスク業務を遂行する。
34	労働保険適用徴収システムに係る追加調達事業者 (追加調達事業者)	労働保険適用徴収システムに係る追加開発業務を担当する事業者を指す（年間10事業者程度を想定するが、これは上限を示すものではない）。
35	労働保険適用徴収システムの更改等に係る総合 工程管理等支援事業者 (総合工程管理等支援事業者)	適用徴収システム更改に係る方針検討、調達支援及び工程管理等支援を実施する事業者。 (契約期間：平成25年9月24日～平成28年10月31日)
36	労働保険適用徴収システムに係る技術的支援 等事業者（技術的支援等事業者）	適用徴収システムに係る関連事業者から納品される成果物等が最適化計画等の内容に準拠し、システム基盤技術、システム実現方式及びシステム効率化等の観点から最適化の目的を満たすものとなっているかを審査し、分析・助言等を行う事業者。 (契約期間：平成26年7月18日～平成28年10月31日)
37	システム管理部門	適用徴収システムの運用に関する責任と権限を持ち、システム運用・保守部門と一体となり、システム全般の運用の円滑化を図る組織を指す。労働保険徴収課が担当する。
38	サイト管理者	都道府県労働局においては労働保険徴収主務課（室）長、労働基準監督署においては労働基準監督署長のこと。
39	Service Level Agreement (SLA)	受注者が厚生労働省との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求（達成）水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意した内容を指す。
40	開庁日	厚生労働省が業務を行っている日。 基本的には土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く全ての日であるが、拠点によっては、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）にも業務を行っている場合がある。
41	SLQP-JCF2013	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引のための共通フレーム体系（2013年版）を指す。
42	障害	業務及びシステム運用の妨げとなるような動作が発生する事象・状況を指す。
43	不具合	障害以外にて想定されていない動作が発生する事象・状況を指す。
44	瑕疵	本番環境へリリース後（発注者側へ引き渡し後）に、障害を引き起こした又は引き起こす恐れのある設計、開発又は製品の不良を指す。
45	インシデント	障害、瑕疵及び機器の故障等を含む、業務及びシステム運用の妨げとなるような事象・状況全般を指す。
46	パラメータ	アプリケーションの設定ファイルにある設定値やデータベース上にあるマスタ情報等の設定値を指す。
47	機器パラメータ	ハードウェア及びソフトウェアにおける設定値を指す。
48	次期システムの更改に係るアプリケーション 対応期間（次期アプリケーション対応期間）	次期システム更改に係る基盤設計・開発作業、追加機能設計・開発作業、教育・研修作業及びシステム移行作業までの期間を指す。期間中には、次期ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者によるハードウェア・ソフトウェアの機器導入作業等が行われる。
49	次期システムのアプリケーション保守期間 (次期アプリケーション保守期間)	次期システム更改に係るシステム移行作業の完了後、次期システムが稼働してからの期間を指す。※平成29年1月からを想定しているが、今後変更の可能性がある。
50	パイロット局テスト	選定した労働局（「パイロット局」という。）において行う運用確認のためのテストを指す。